

第 6 編 事故災害対策計画

第6編 事故災害対策計画

第6編 事故災害対策計画	1
第1章 事故災害対策計画の総則	2
第1節 大規模事故災害の選定	2
第2節 市に係る事故災害	3
第2章 大規模事故災害への対応	4
第1節 危険物等事故災害対策計画	4
第1 危険物災害対策計画	4
1.1 施設の現況	4
1.2 予防対策	5
1.3 応急対策	6
第2 高圧ガス災害対策計画	7
2.1 予防対策	7
2.2 応急対策	8
第3 毒物・劇物災害対策計画	9
3.1 予防対策	9
3.2 応急対策	10
第2節 道路災害対策計画	11
第1 道路災害予防	11
1.1 現 状	11
1.2 実施計画	11
第2 道路災害応急対策	14
2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	14
2.2 活動体制の確立	16
2.3 消火活動	17
2.4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	17
2.5 危険物の流出に対する応急対策	18
2.6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	18
2.7 被災者等への的確な情報伝達活動	19
2.8 道路災害からの復旧	19
第3節 鉄道事故対策計画	20
第1 市の措置	20
1.1 活動体制	20
1.2 情報収集	20
1.3 避難誘導	21
1.4 災害現場周辺の住民への避難指示	21
1.5 救出・救助	21
1.6 消火活動	21
1.7 応援要請	21
1.8 医療救護	22
第2 鉄道事業者等の措置	23
第3 県の措置	23
第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	24
第1 放射線関係事故に係る予防対策	25

1.1	放射性物質取扱事業所の把握	25
1.2	迅速かつ円滑な災害対策への備え	25
第2	核燃料物質等輸送事故災害に係る応急対策等	28
2.1	輸送事故発生直後の情報の収集・連絡	28
2.2	活動体制の確立	30
2.3	消火活動	32
2.4	原子力緊急事態宣言発出時の対応	32
2.5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	33
2.6	退避・避難収容活動など	33
2.7	核燃料物質等の除去等	35
2.8	各種規制措置と解除	35
2.9	被害状況の調査等	36
2.10	住民の健康調査等	36
第3	放射性物質取扱事業所の事故に係る応急対策等	37
3.1	事故発生直後の情報の収集・連絡	37
3.2	活動体制の確立	38
第4	原子力発電所事故災害に係る応急対策等	39
4.1	緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	39
4.2	応急対策活動	47
4.3	放射線量等の測定体制の整備	47
4.4	他の被災自治体からの避難住民の受入れ	48

第6編 事故災害対策計画

市域において住民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その情報収集、対策等のために開催される緊急事態対策会議において、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかになった場合、又は国から武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、以下に示す事故災害対策計画に従い災害対策活動を実施する。

第1章 事故災害対策計画の総則

市において起こり得る大規模事故災害を、県防災計画において扱われている事故災害対策計画を参考に選定した。

第1節 大規模事故災害の選定

県防災計画に示されている事故災害について、市域における発生の有無、及び発生した場合の既存の市防災計画による対応の可否について検討し、市に係る事故災害を選定した。検討結果は、以下に示すとおりである。

■市に係る大規模事故災害の選定

大区分	小区分	市における発生の可能性	対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる	○ 震災・風水害対策で対応可能
	林野火災	市域に大規模な森林はない	×
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する施設がある	○ 計画で事故災害として取り扱う
	高圧ガス災害	市内に該当する施設がある	○ 計画で事故災害として取り扱う
	火薬類災害	市内に該当する施設はない	×
	毒物・劇物災害	市内に該当する施設がある	○ 計画で事故災害として取り扱う
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は少ないがゼロとはいえない	△ 国民保護法の対象として取り扱う
放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない	×
	輸送事故	市内を通る自動車専用道路を利用して核燃料物質が運ばれる	○ 計画で事故災害として取り扱う
	市域外の原子力事故	発生する可能性はほとんど	×
	人工衛星の落下	考えられない	×
農林水産災害	凍霜害	対象となる桑畑、茶畑はない	×
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	平坦な低地を利用した稲作や野菜作りが行われている	○ 震災・風水害対策で対応可能
道路災害	地震や水害による道路災害	市内には三郷 JCT を介して東京外環自動車道、首都高速三郷線及び常磐自動車道が通り、交通の要所となっている	○ 震災・風水害対策で対応可能
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○ 計画で事故災害として取り扱う
鉄道事故	鉄道事故	市内を JR 武蔵野線、つくばエクスプレスが通る	○ 計画で事故災害として取り扱う
航空機事故	航空機事故	市付近の上空は、国際線及び国内線の飛行コースとなっている	△
文化財災害	文化財火災	市には指定文化財がある	○ 震災・風水害対策で対応可能

注1)「市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある
- △：発生する可能性は低いがある
- ×

注2)「対応の可否」欄の「-」は、「対応を特に考えない」を示す。

注3)編み掛け部分は、本計画事故災害として取り扱う。

第2節 市に係る事故災害

市において事故災害対策計画の対象とする事故災害を以下のように設定する。

■市において発生が懸念される事故災害

事故災害	内容
危険物等災害	市内には火薬類を除く危険物等の施設があり、事故災害についてはこれら各施設を対象にした災害対策計画を策定する。
道路災害	市は東京都及び千葉県との境界に位置し、市内には三郷 JCT を介して東京外環自動車道、首都高速三郷線及び常磐自動車道が通り、交通の要所となっている。 市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路等に対する災害を対象とする。
鉄道事故	市には、これまで JR 武蔵野線が通り、三郷駅と新三郷駅の2つの駅があったが、平成17年8月に秋葉原とつくば間の全長58.3kmを結ぶつくばエクスプレス（首都圏新都市鉄道株式会社）が開通し三郷中央駅が開設された。 市が対象とする鉄道事故はこれらの鉄道路線に対する事故を対象とする。
放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、市を通る自動車道路を利用して核燃料物質が運ばれることにより輸送に伴う事故の発生が考えられる。 市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害とする。

第2章 大規模事故災害への対応

市において発生が懸念される大規模災害であり、かつ市防災計画で策定した震災対策計画及び風水害対策計画を準用することでは対応できないと考えられる大規模事故災害について、対策計画を以下のとおり策定する。

第1節 危険物等事故災害対策計画

危険物、高圧ガス及び毒物・劇物類により大規模な事故等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に災害応急対策を推進し、法令及び市防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期す。

第1 危険物災害対策計画

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。

災害発生を覚知した消防機関は、防災関係機関及び施設の責任者と緊密な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難情報の発令及び広報活動等を実施する。

1.1 施設の現況

消防法に定める下表の品名欄の物品を貯蔵又は取り扱う危険物事業者数は市内に108事業所、危険物施設数は207施設あり、それを種類別に分けると下表のとおりである。

■危険物施設数 (令和3年3月31日現在)

施設の種類		数
	製 造 所	2
貯蔵所	屋 内 貯 蔵 所	28
	屋外タンク貯蔵所	8
	屋内タンク貯蔵所	5
	地下タンク貯蔵所	40
	移動タンク貯蔵所	50
取扱所	給油取扱所	44
	第2種販売取扱所	1
	一般取扱所	29
計		207

資料)「消防年報」市消防本部

1.2 予防対策

【市消防本部、施設管理者】

(1) 危険物製造所等の整備改善

- 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 危険物取扱者制度の効果的な運用

- 危険物保安監督者及び危険物取扱従事者の選任、解任の届出を徹底させる。
- 危険物の貯蔵・取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 施設、取扱いの安全管理

- 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- 危険物貯蔵・取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

1.3 応急対策

【市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部、保健医療部）、県警察本部】

(1) 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 危険物の流出及び拡散の防止② 流出した危険物の除去、中和等③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 避難対策

住民の生命及び身体の保護のため、特に必要がある場合は、住民に対して避難情報を発令する。さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導する。

住民の避難対策については、第3編 第1章 第2節 第12「避難活動」(p.3-111)を参照のこと。

第2 高圧ガス災害対策計画

高圧ガス製造所等が危険な状態となった場合、製造所等の責任者は危害予防規程に基づき応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。

災害発生を覚知した消防機関は、防災関係機関及び製造所等の責任者と緊密な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難情報の発令等を実施する。

2.1 予防対策

【市消防本部、県（危機管理防災部）、施設管理者】

- (1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配布し、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

2.2 応急対策

【市消防本部、県（危機管理防災部）、県警察本部、施設管理者】

(1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

(2) 応急措置

① 「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関係機関と協力して応急措置を実施する。

② 施設等管理者の措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ア) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- イ) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ウ) ア)、イ)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- エ) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(3) 知事又は市長の措置命令

知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

(4) 避難対策

住民の生命及び身体の保護のため、特に必要がある場合は、住民に対して避難情報を発令する。さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導する。

住民の避難対策については、第3編 第1章 第2節 第12「避難活動」(p. 3-111)を参照のこと。

第3 毒物・劇物災害対策計画

毒物劇物保管施設等が被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設の責任者は危害を防止するための必要な措置を行うとともに、保健所、消防機関、警察等関係機関に通報する。

災害発生を覚知した消防機関は、防災関係機関及び施設の責任者と緊密な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、避難情報の発令及び広報等を実施する。

3.1 予防対策

【市消防本部、県（保健医療部）、各機関】

毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

また、警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導に当たるほか、埼玉県毒物劇物協会の協力の下に、毒物劇物安全管理講習会等を開催し、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

3.2 応急対策

【県（保健医療部）、県警察本部、施設管理者】

(1) 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講じる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

(3) 避難対策

住民の生命及び身体の保護のため、特に必要がある場合は、住民に対して避難情報を発令する。さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導する。住民の避難対策については、第3編 第1章 第2節 第12「避難活動」(p.3-111)を参照のこと。

第2節 道路災害対策計画

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第1 道路災害予防

1.1 現 状

各道路施設管理者は、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

1.2 実施計画

【道路管理者、市、県、消防機関】

(1) 道路の安全確保

① 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

警察は、道路交通安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備する。

② 道路施設等の整備

ア) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報する。

イ) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努める。

- ・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ・バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

ウ) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

(2) 情報の収集・連絡

① 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、第2編 第1章 第3節 第2「災害情報収集・伝達体制の整備」(p. 2-62)に準ずる。

(3) 災害応急体制の整備

① 職員の体制の整備

市は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

② 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、県特別機動援助隊（埼玉 SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備する。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市及び県は協力して緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市、県及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連帯強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保する。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 道路災害応急対策

2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【道路管理者、県、市】

(1) 災害情報の収集・連絡

□事故情報等の連絡

○道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

○県

県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡する。

□災害発生直後の被害情報の収集・連絡

○市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

○道路管理者

道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

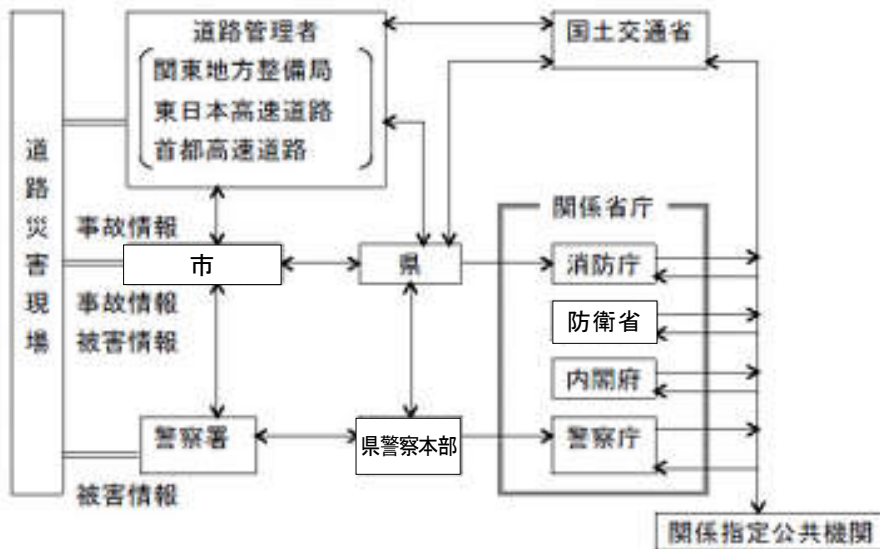
○県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

○警察

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡する。

■道路災害情報の収集・連絡系統



□応急対策活動情報の連絡

○市

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

○道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

○県

県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2.2 活動体制の確立

【市、県、道路管理者】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、第3編 第1章 第1節「活動体制の確立」(p. 3-1)に準じ、市災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。なお、自衛隊の災害派遣要請については、第3編 第1章 第1節 第8「自衛隊への災害派遣要請依頼」(p. 3-45)によるものとする。

(2) 県の活動体制

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。また、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講ずる。

(4) 警察の活動体制

警察は、道路災害が発生した場合は、県警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

(5) 広域的な応援体制

知事は、市町村長の要請があった場合、また特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

市は、知事から被災市町村を応援するよう市長に対し指示があった場合、可能な限り速やかに被災市町村の応援を行う。

2.3 消火活動

【道路管理者、消防機関】

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

2.4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【市、道路管理者、警察】

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に緊密に連絡を取る。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

2.5 危険物の流出に対する応急対策

【道路管理者、消防機関、警察】

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

2.6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【道路管理者、警察】

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。

また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

2.7 被災者等への的確な情報伝達活動

【市、県、防災関係機関】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車、市ホームページ、SNS、Lアラート、緊急速報メール等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。広報手段等については、第3編 第1章 第1節 第3 3.3「市から住民等への情報伝達」(p. 3-25)を参照。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

市は、住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

2.8 道路災害からの復旧

【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3節 鉄道事故対策計画

本計画は、市内において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者では、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、第3編 第1章「震災応急対策計画」(p.3-1)の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

第1 市の措置

1.1 活動体制

【総括班、消防部】

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合においては、県、他の市町及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。

市内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、第3編 第1章 第1節「活動体制の確立」(p.3-1)に準じ、市災害対策本部を設置し、応急活動に当たる。

1.2 情報収集

【総括班、消防部】

市内に大規模な鉄道事故が発生したときは、第3編 第1章 第2節 第3「災害情報の収集・伝達・共有」(p.3-67)に準じ、速やかにその被害状況を把握し、県へ報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

1.3 避難誘導

【総括班、消防部、事業者、警察】

大規模な鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、警察、市消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

1.4 災害現場周辺の住民への避難指示

【総括班、消防部、警察】

大規模な鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、本部長、警察官等は、第3編 第1章 第2節 第12「避難活動」(p.3-111)に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、県へ報告する。

1.5 救出・救助

【消防部、警察署】

第3編 第1章 第2節 第6「救助・救急」(p.3-85)に準じ、市消防本部を主体とした救出、救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

1.6 消火活動

【消防部】

大規模な鉄道事故では、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、市消防本部が主体となって、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

1.7 応援要請

【総括班、消防部】

大規模な鉄道事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関の相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は第3編 第1章 第1節 第7「広域応援要請等」(p.3-36)に、また自衛隊への応援要請は第3編 第1章 第1節 第8「自衛隊への災害派遣要請依頼」(p.3-45)に準ずる。

1.8 医療救護

【救護班】

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、第3編 第1章 第2節 第7「医療救護」(p. 3-89)に準じて、県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第2 鉄道事業者等の措置

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずる。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

第3 県の措置

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策に当たる。

□ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

□現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、県災害対策本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査に当たらせる。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（県災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな影響が及んだところである。

市には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が立地するが、県内に原子力施設*は立地していない。また、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域*にも含まれていない。

しかしながら、本県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所を始め、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する事業者の取組が重要であるが、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取扱事業所は限られている。

本計画では、放射性物質が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に市防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

また、市において発生する可能性のある事故としては、放射性物質等輸送中の事故及び医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定されるが、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故がより甚大となる可能性が高いため、輸送中の事故への対策に重点を置き、その他の場合にあってはこれを援用する。

なお、これら対策を講ずる場合にあっては、県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。また、本計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重する。原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、その動向を注視し、今後の計画内容に反映させていく必要がある。

《原子力施設》

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設。

《原子力災害対策重点区域》

原子力災害対策指針において、原子力施設の特性を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域。

・「予防的防護措置を準備する区域」

（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設からおおむね半径5キロメートル）

・緊急時防護措置を準備する区域」

（UPZ：Urgent Planning Zone・施設からおおむね半径30キロメートル）

第1 放射線関係事故に係る予防対策

1.1 放射性物質取扱事業所の把握

【市、消防機関】

市及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

1.2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

【市、消防機関】

(1) 情報の収集・連絡体制の確保

① 情報の収集・連絡体制の整備

県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合でも対応できる体制とする。また、収集した情報を的確に分析・評価できるよう、県その他関係機関との連携を図る。

② 通信手段の確保

放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、第2編 第1章 第3節 第2「災害情報収集・伝達体制の整備」(p.2-62)による。

(2) 災害応急体制の整備

① 職員の体制

職員の非常参集体制を整備する。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。さらに、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

② 防災関係機関の連携体制

応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、県及び関係機関との連携を強化しておく。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

医療機関における放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握し、県、市、消防機関、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

また、必要に応じて、県と連携し、市外・県外におけるこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておく。

② 被ばく検査体制の整備

放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所と連携し、県や医療機関における検査体制の整備状況を把握しておく。

③ 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合に備え、搬送体制の整備に努める。なお、出勤に当たっては、放射線防護服を着用するなど、消防吏員等の二次汚染防止に留意する。

(4) 防護資機材の整備

放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

県と連携し、放射線関係事故が発生した場合の各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

① 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入体制を整える。

② 避難所の指定

放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

③ 避難誘導

放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

(7) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制を整える。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と協働して実施する。

(8) 広報体制の整備

放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

(9) 住民相談窓口の整備

住民等からの問合せに迅速に対応できるよう、あらかじめ問合せ窓口の設置手順や情報処理の一元化、提供する情報の整理、関係機関との連携等、問合せ対応の体制を整備する。

(10) 防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者の教育

応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②放射線防護に関すること。
- ③放射線による健康への影響に関すること。
- ④放射線関係事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- ⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦その他必要と認める事項

② 住民に対する知識の普及

放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対し、以下の事項についての広報を行い、平常時より防災対策に関する知識の普及に努める。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②放射線防護に関すること。
- ③放射線による健康への影響に関すること。
- ④放射線関係事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- ⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥その他必要と認める事項

③ 訓練の実施と事後評価

総合的な防災訓練を実施するに当たっては、放射線関係事故も考慮するよう努める。また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急対策等

市を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

核燃料物質等の輸送時に係る事故時の対応は以下のとおりとする。

《輸送容器の種類》

我が国の安全規制では、放射性輸送物（輸送容器に核燃料物質等が収納された状態のもの）の区分は、収納する核燃料物質等の比放射能（単位質量当たりの放射能）にしたがって、少ないほうからL型、A型、B型に分けられる。A型で輸送されるものの例としては、低濃縮の六フッ化ウランや二酸化ウラン、ウランの新燃料集合体などがある。

2.1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

【市、県、東日本高速道路(株)、原子力事業者等、消防機関】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。（以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める資料編 様式-22「特定事象発生通報（第10条通報）」（p. 様式-31 参照）により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村、県及び関係省庁などに通報する。

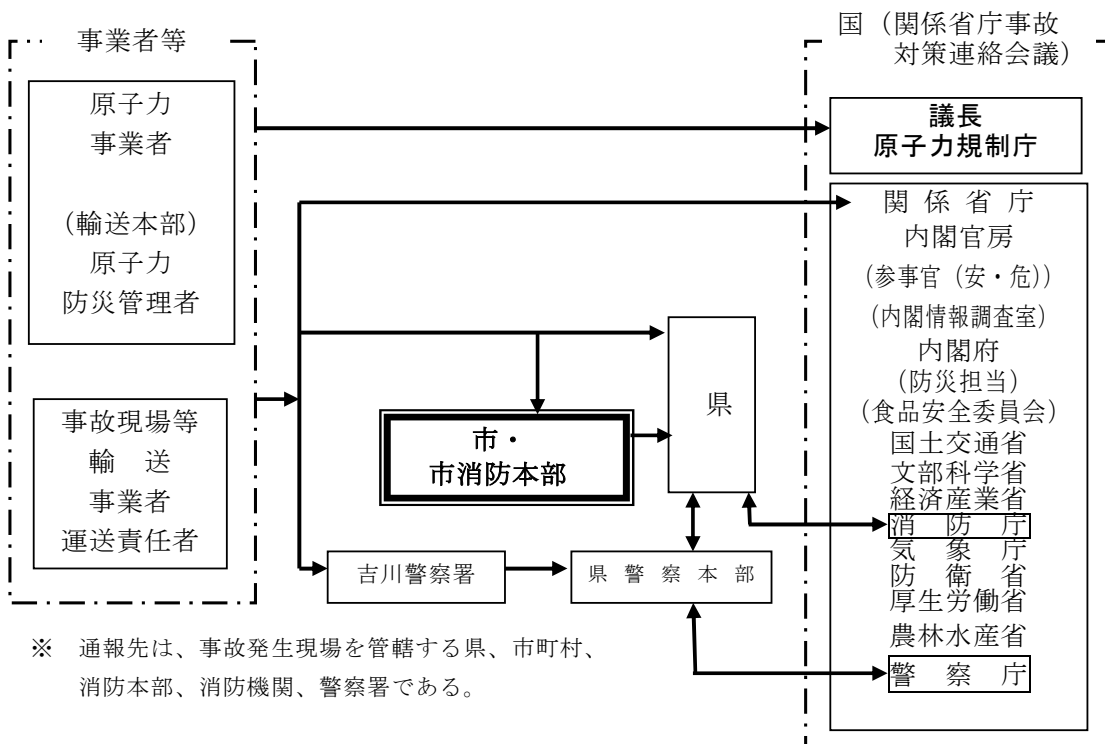
なお、市は、事業者などから受けた情報について、県、関係省庁等、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

- ① 特定事象発生 の場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向・風速など）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項

② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

■核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



③ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

市は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、市長は、県、国及び関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて、要請する。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに対し、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市及び市消防本部等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2.2 活動体制の確立

【市、市消防本部、県、原子力事業者等】

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- 関係機関への通報・連絡
- 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- 消火及び輸送物への延焼防止
- 輸送物の移動
- 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入りを制限する）
- 汚染の拡大防止及び除染
- 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 消防署の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁、県及び市に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

《警戒区域の設定に係る留意事項》

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。

(3) 市の活動体制

① 情報収集等

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び市災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、関係機関相互の連携を図る。
 また、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

□情報収集のポイント

- 発生時刻
- 発生場所
- 事故災害の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出（漏えい等）に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

② 県、国への連絡及び協力要請

市は、県及び国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。

被害等の情報を収集し、直ちに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害については「火災・災害等即報要領」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

■総務省消防庁への直接即報基準

種別	災害・事故の種類	直接即報基準
火災等 即報	交通機関の火災	・列車火災
	原子力災害	・原子力施設での爆発、火災(そのおそれがあるものを含む) ・放射性物質の漏えい ・放射性物質輸送車両の火災(そのおそれがあるものを含む) ・核燃料物質など運搬中の事故(その通報があった場合) ・基準以上の放射線の検出 (その通報があった場合)
	危険物施設災害	・死者又は行方不明者が発生 ・負傷者が5名以上発生 ・影響範囲 500 m ² 程度以上(そのおそれがあるものを含む) ・河川への危険物等の流出(そのおそれがあるものを含む) ・500 kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい ・タンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
救急・ 救助事故 即報	列車の衝突、転覆等、バスの転落等ハイジャック及びテロ等	・死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故

③ 自衛隊の災害派遣要請

本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、第3編 第1章 第1節 第8「自衛隊への災害派遣要請依頼」(p. 3-45)による。

(4) 県の活動体制

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

また、知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

また、必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

2.3 消火活動

【消防機関、原子力事業者等】

核燃料物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

2.4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【市、県】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市及び県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、次項2.5「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」(p. 6-33)の措置を講ずる。

なお、市災害対策本部の設置については、第3編 第1章 第1節「活動体制の確立」(p. 3-1)に準じる。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

2.5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【市、県、警察署、道路管理者】

(1) 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染に留意し、安全が確保された後搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者は、独自調査や関係機関等からの情報（現場警察官、交通監視カメラ、車両感知器等）を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

緊急交通路を確保するための一般車両の通行を禁止するなどの交通規制については、県を通じて県公安委員会及び県警察本部に依頼する。

道路管理者は、交通対策に当たっては、警察と相互に緊密に連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

2.6 退避・避難収容活動など

【市、県】

(1) 退避・避難等の基本方針

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難指示」の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

なお、災対法の改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難情報を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置づけられた。要配慮者の迅速で確実な避難のため、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を速やかに行い、避難誘導を支援する。

また、要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障がい等の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知するよう努める。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

本部長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が本節 第4 (2)「■OIL と防護措置について」(p.6-45)に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

② 屋内退避・避難等の実施の指示

本部長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講ずるよう指示する。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示する。

③ 関係機関への協力の要請

本部長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

本部長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人、外国人等の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 住民等への的確な情報伝達活動

① 周辺住民等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車、市ホームページ、SNS、Lアラート、緊急速報メール等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。広報手段等については、第3編 第1章 第1節 第3 3.3「市から住民等への情報伝達」(p. 3-25)を参照。

② 住民等への的確な情報の伝達

市は、住民等に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

③ 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

2.7 核燃料物質等の除去等

【原子力事業者】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

2.8 各種規制措置と解除

【市、県、消防機関、県警察本部、原子力事業者】

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。

(2) 解除

市、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

2.9 被害状況の調査等

【市、県】

(1) 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○退避・避難等の措置○立入禁止措置○飲料水、飲食物の制限措置○その他必要と認める事項 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療措置及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管する。

2.10 住民の健康調査等

【市、県】

市及び県は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の心身における健康維持を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療可能施設と連携を図り、収容等を行う。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第3 放射性物質取扱事業所の事故に係る応急対策等

市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送事故のほか、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

医療機関等の放射性同位元素使用施設における対策は、輸送中の事故によるものを援用する。

なお、これら対策を講ずる場合にあっては、輸送中の事故と同様、県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

3.1 事故発生直後の情報の収集・連絡

【市、県、消防機関、放射性物質取扱事業所】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱事業所での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

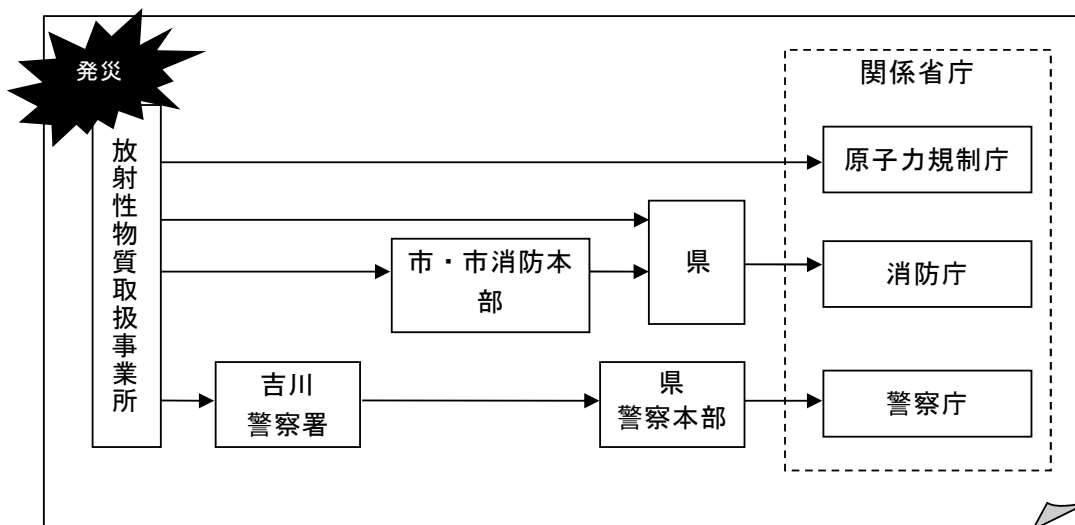
市は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県及び総務省消防庁など関係機関等へ連絡する。

- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱施設事業所の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

■放射性物質取扱事務所の事故発生の場合に係る連絡系統



③ 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

市は、県及び国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握する。

④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市・県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に対し、応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に
 応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び県の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

3.2 活動体制の確立

【市、県、放射性物質取扱事業者】

活動体制の確立については、本節 前項第2「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急対策等」(p.6-28)を準用する。

第4 原子力発電所事故災害に係る応急対策等

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

4.1 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(1) 緊急事態の区分及び緊急時活動レベル（EAL）の設定時の措置

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりが発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。

原子力事業者が EAL を設定した場合には、それに基づき、措置を行う。

《第6編 事故災害対策計画》 第2章 大規模事故災害への対応

第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第4 原子力発電所事故災害に係る応急対策等

■緊急事態の3区分と各機関の措置

緊急事態の3つの区分	事態の概要	原子力事業者・国・地方自治体の措置
警戒事態	警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。	原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。 国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のPAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。	原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。 国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。
全面緊急事態	全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。	原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。 国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、UPZ内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

- 要配慮者（災対法 第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの

- (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
- (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(原子力規制委員会「原子力災害対策指針」(令和2年10月28日)を参考に記載)

「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会 令和2年10月28日）で示されている「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」は、以下の各施設で区分されている。

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）
2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）
3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）
4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設
5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）
7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの
8. 再処理施設
9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）

（注）炉規法：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

参考として、「1. 沸騰水型軽水炉」の「緊急事態区分を判断するEALの枠組み」について、次頁に示す。

《第6編 事故災害対策計画》 第2章 大規模事故災害への対応
 第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
 第4 原子力発電所事故災害に係る応急対策等

■各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて（一例）

【例】1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する EAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員会又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

《第6編 事故災害対策計画》 第2章 大規模事故災害への対応
 第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
 第4 原子力発電所事故災害に係る応急対策等

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

《第6編 事故災害対策計画》 第2章 大規模事故災害への対応
 第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
 第4 原子力発電所事故災害に係る応急対策等

全面緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」（令和2年10月28日））

(2) 運用上の介入レベル (OIL) 設定時の措置

原子力規制委員会が運用上の介入レベル (Operational Intervention Level、以下「OIL」という。) を設定した場合は、表「OILと防護措置について」に基づき、措置を行う。

■OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退却時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

出典) 原子力規制委員会「原子力災害対策指針」(令和2年10月28日)

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

《第6編 事故災害対策計画》 第2章 大規模事故災害への対応
 第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
 第4 原子力発電所事故災害に係る応急対策等

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置概要
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

出典) 原子力規制委員会「原子力災害対策指針」(令和2年10月28日)

- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

4.2 応急対策活動

【市、県、消防機関、県警察本部、原子力事業者】

以下の活動については、本節 前項第2「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急対策等」(p.6-28)を準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び市・県による放射線量の測定結果等を踏まえて検討を行う。

- 原子力緊急事態宣言発出時の対応
- 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動
- 退避・避難収容活動など
- 核燃料物質等の除去等
- 各種規制措置と解除
- 被害状況の調査等
- 住民の健康調査等

4.3 放射線量等の測定体制の整備

【市、県】

(1) 簡易測定

市は、住民及びほかからの避難住民に対して、その要望により、必要に応じて、県と連携し、避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、住民に向けた健康相談の窓口を開設する。

(2) 空間放射線量の測定体制の整備

市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、県と連携して、住民等の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

(3) 飲料水及び農畜水産物の放射性物質の測定体制の整備

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、住民等に迅速かつ的確な情報を提供する。また、必要に応じて、本節 前項第2 2.8「各種規制措置と解除」(p.6-35)に示す摂取制限等を行う。

(4) 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質の測定体制の整備

県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

4.4 他の被災自治体からの避難住民の受入れ

【市】

他の自治体において原発事故が発生した場合の市における避難住民の受入れについては「第3編 第1章 第2節 第12 12.7 「広域一時滞在」(p.3-122)」を準用する。